

金融円滑化法7条第1項に既定する説明書類

広島県信用組合

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（金融円滑法）」第7条第1項に基づき、当組合が、同法第4条および5条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、ならびに同法第6条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を、下記の通り開示いたします。

【中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項に既定する説明書類】

[平成25年9月末現在\(PDF\)](#)

※なお、お客さまからの貸付条件等の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

お問い合わせ先

広島県信用組合 金融円滑化相談窓口

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）